

兵庫県公報

平成28年4月1日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年4月1日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項から第5項までの規定中「理由」を「事由」に改める。

附則第14項の表合計額に同表に定める割合の款中「100分の40」を「100分の35」に、「100分の36.7」を「100分の30」に改め、「100分の10である職員」の右に「(管理職手当を受ける職員に限る。)」を加え、「に100分の20」を「に100分の10」に改め、同表給料月額に同表に定める割合の款中「100分の45」を「100分の40」に、「100分の43.4」を「100分の36.7」に、「100分の40」を「100分の30」に改める。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第32項とし、第4項を第31項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項から前項まで」に改め、同項を同条第30項とし、同条第2項の次に次の27項を加える。

3 管理者は、職員(第16項の規定の適用を受ける職員を除く。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告(以下この条において単に「申告」という。)を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間(以下この条において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 前項に基づく勤務時間の割り振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき6時間以上(育児短時間勤務職員等にあつては2時間以上)とすること。ただし、休日(第6条に規定する休日をいう。)、職員が日を単位として出張する日、職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける日及び職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日(以下第17項において「休日等」という。)については、7時間45分(短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員の前項に規定する単位期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間。次項及び第17項第2号において同じ。)とすること。

(2) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、管理者があらかじめ定める連続する5時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間と

- すること。
- (3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
- 5 短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、当該短時間勤務職員の業務内容、勤務する所属の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、前項第1号（ただし書を除く。）及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。
- 6 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として管理者の定める場合に係る第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、管理者の定めるところにより、第4項第2号に定める基準によらないことができるものとする。
- 7 前項の「管理者の定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ第1号に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は第2号に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。
- (1) 超過勤務（第5条に規定する勤務をいう。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を第4項第2号に規定する管理者があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合
- (2) 職員が第9項の規定により割り振られる勤務時間の一部の時間帯において職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第26条の2第1項に規定する在宅勤務を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く第28項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。
- 8 第3項の申告は、第4項から第6項までに定める基準に適合するものでなければならない。
- 9 管理者は、申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、管理者は、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、管理者の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 10 前項後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。
- (1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
- (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間（管理者が、職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のうち遅い時刻以前に設定すること。
- 11 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。
- (1) 職員からあらかじめ第9項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。
- (2) 第9項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、第13項の規定により変更するとき。
- 12 申告並びに第9項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、管理者が別に定めるところにより行うものとする。
- 13 第9項の規定により割り振られた勤務時間に係る第11項第2号の場合における変更は、管理者が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第10項に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下「変更日」という。）について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤

務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

- 14 第3項の単位期間は、同項の規定に基づく勤務時間の割振りについては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として管理者の定める場合にあつては、管理者の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、第16項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。
- 15 前項の「管理者の定める場合」は、次に掲げる場合とし、管理者は、当該場合の区分に応じ、同項の規定により第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。
 - (1) 所属内の職員について第9項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該所属内の他の第8項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき当該初日から当該単位期間の末日までの期間
 - (2) 第3項ただし書の規定により勤務時間を割り振ろうとする職員の育児短時間勤務の期間をその初日から4週間ごとに区分した場合において、最後に4週間未満の期間を生じたとき 当該期間
- 16 管理者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する1学齢児童を養育（職員と法律上の親子関係がある子（養子を含む。）を養育することをいう。）、又は配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、その他管理者の定める者であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの）を介護する職員
 - (2) 前号に掲げる職員に類する職員として管理者が別に定めるもの
- 17 前項第1号のその他管理者の定める者とは、次に掲げる者であつて職員と同居（職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。）しているものとする。
 - (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 職員又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で管理者が定めるもの
 - (3) 前号の管理者が定めるものとは、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。第12条第1項において同じ。
- 18 第16項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 第1項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき1日を限度とすること。
 - (2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき1日（次号において「特例対象日」という。）については、4時間未満とすることができるものとする。
 - (3) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内で管理者があらかじめ定める連続する時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。
 - (4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
- 19 第5項及び第6項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは「第16項」と、「第4項第1号（ただし書を除く。）及

- び第2号」とあるのは「第18項第2号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第3号」と、第6項中「第3項」とあるのは「第16項」と、「第4項第2号」とあるのは「第18項第3号」と読み替えるものとする。
- 20 第16項の申告は、第17項から前項までに定める基準に適合するものでなければならない。
- 21 管理者は、第16項の申告を考慮して第18項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、管理者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、管理者の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 22 前項後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における週休日の設定及び勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに週休日を設け、又は勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について週休日とし、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その週休日とする日の選択に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- (1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
- (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間の始まる時刻のうち早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のうち遅い時刻以前に設定すること。
- 23 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第21項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。
- (1) 職員からあらかじめ第21項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。
- (2) 第21項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、第21項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、管理者の定めるところにより変更するとき。
- 24 前項第2号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、管理者が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第22項各号に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- 25 第12項の規定は、第20項、第21項及び第23項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第12項中「申告並びに第9項」とあるのは「第16項に規定する申告並びに第21項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに第23項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。
- 26 第21項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第16項第1号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。
- 27 第21項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の途中において第16項第1号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

28 第4項第2号、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項、第12項、第18項から第21項まで、第23項、第25項から第27項までの規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

29 管理者は、第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は第16項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

- (1) コアタイム
- (2) 始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯
- (3) 標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻
- (4) 休憩時間
- (5) その他必要な事項

第4条第1項中「第1項又は第3項及び第4項」を「第1項、第16項又は第30項」に、「前条第2項又は第3項及び第4項」を「同条第2項、第3項、第16項、第30項又は第32項」に、「前条第3項」を「前条第30項」に改め、同条第2項中「第3項及び第4項」を「第2項、第3項、第16項、第30項又は第32項」に改める。

第7条第1項中「第3項」を「第30項」に改める。

第12条第1項中「次に掲げる者」を「配偶者等」に改め、第1号から第3号までを削り、同条第2項中「各号」を削る。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。